

尼崎市教育委員会 3月臨時会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和5年3月13日 午後3時35分～午後4時30分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子
欠席委員等	委 員	太 田 垣 亘 世

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	能 島 裕 介
教 育 次 長	高 橋 利 浩
管 理 部 長	西 村 和 修
企 画 管 理 課 長	西 田 啓 行
職 員 課 長	西 川 欣 伸

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第12号 尼崎市教育職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第13号 尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第14号 尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第15号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第16号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について
- (6) 議案第17号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について
- (7) 議案第18号 職員の人事について

午後3時35分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
日程第2「議事」の「議案第18号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第18号」は、会議規則第6条の2第1項第1

号に該当するため、公開しないことと決しました。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。1月定例会の「議案第2号 職員の人事について」の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおります。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。1月定例会「議案第2号 職員の人事について」の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、1月定例会「議案第2号 職員の人事について」の議事録を承認することにいたします。それでは、日程第2「議事」の「議案第12号 尼崎市教育職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則について」から「議案第17号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について」までは内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。西川 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。「議案第12号 尼崎市教育職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則」から「議案第17号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令」までにつきまして、一括してご説明申し上げます。地方公務員の定年年齢を引き上げることを目的に地方公務員法の一部が改正されることに伴い、昨年8月の教育委員会定例会におきまして、関係条例の所要の整備を行うためのご審議を賜りましたが、今回はその地方公務員法の一部改正に伴い、規則及び規程につきましても、規定の整備を行う必要を認めましたことから、それら関係規則等の改正につきまして、併せてご説明し、一括してご審議をお願いするものでございます。恐れ入りますが、22ページをお開きください。右肩、「議案第12号から議案第17号 議案説明資料」と記載がございます資料により、説明させていただきます。改正する規則及び規程は、議案第12号 管理職手当支給に関する規則、議案第13号 教員特別手当支給に関する規則、議案第14号 管理職員特別勤務手当支給に関する規則、議案第15号 教職調整額に関する条例施行規則、議案第16号 辞令式に関する規程、議案第17号 職員証規程でございます。次に、2の改正内容でございます。改正の必要を認めた内容は、(1) 60歳超の教職員の諸手当を7割措置とするための所要の整備及び、(2) 再任用等の規定が改正されたことに伴う所要の整備でございます。それでは、資料中断の【参考1】60歳に達した年度の翌年度以降の諸手当一覧をご覧ください。60歳超の教職員の諸手当には、7割水準とし支給する手当と、7割水準としない手当がございます。教育委員会8月定例会におきまして、60歳に達した職員の給与の取扱いにつきましては、教育職員が、60歳到達後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の等級及び号給に応じた額に、7割を乗じて得た額を、給料月額として支給することをご説明いたしました。7割水準とし支給する手当の内、表ア①教職調整額などにつきましては、教職員本人の給料月額に連動し7割措置となるため、規定の整備は不要でございます。しかしながら、表イにつきまし

ては、60歳未満の職員が支給される手当額の7割とし支給する必要がある、7割措置とするための規定の整備を行うものでございます。具体的な支給計算・支給額を、教員特別手当を例にご説明いたします。【参考2】教員特別手当 身分ごとの支給額計算例をご覧ください。表右側、支給額例でございます。2級167号給が適用されている教諭の場合、教員特別手当は、月額5300円が支給されます。その者が60歳到達後の最初の4月1日以後は、その支給額の7割、3100円が支給されることとなります。対しまして、フルタイム勤務の暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員欄の等級に応じた額が支給されるため、3800円が支給されますが、週31時間勤務の暫定再任用職員は、勤務時間按分し支給されますので、3040円が支給されることとなります。本議案におきましては、議案第12号から議案第14号までの一部改正規則が該当いたします。次に資料下部、(2)地方公務員法の一部改正により、再任用職員の任用に関する規定等が改正されたことに伴う規定の整備でございます。それでは、23ページ、【参考】地方公務員法【一部抜粋】をご覧ください。例えば、定年により退職する者の規定は、現行法、表右側の改正前では、地方公務員法第28条の2でございます。その規定が、令和5年4月1日施行の改正後の地方公務員法におきましては、第28条の6に改められております。また、定年退職者等の再任用に関しまして、現行法改正前では、フルタイム勤務の職に採用する者は第28条の4に、短時間勤務の職に採用する者は第28条の5に規定されておりますが、令和5年4月1日施行の改正後の地方公務員法におきましては、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関しましては、第22条の4が新設され、暫定再任用に関しましては、地方公務員法の一部を改正する法律令和3年法律第63号の附則第4条に経過措置が設けられております。これら、令和5年4月1日施行の地方公務員法等の規定に合わせるための規定の整備及び軽微な文言の整理でございます。本議案におきましては、議案第15号から議案第17号までの規程等の一部を改正する訓令等が該当いたします。続きまして、各議案の新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。それでは、3ページをお開きください。議案第12号 尼崎市教育職員の管理職手当支給に関する規則の新旧対照表でございます。規則第2条第2項及び第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するための規定整備と、短時間勤務職員については、支給額を勤務時間按分するための規定を設けております。また、付則において60歳超の管理職の管理職手当を7割措置とするための規定及び暫定再任用職員の経過措置に関する規定が新たに設けられております。それでは、7ページをお開きください。議案第13号 尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の新旧対照表でございます。規則第2条及び第2条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するための規定整備と、その他文言の整理でございます。また、付則において60歳超の教職員の教員特別手当を7割措置とするための規定及び暫定再任用職員の経過措置に関する規定が新たに設けられております。それでは、11ページをお開きください。議案第14号 尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の新旧対照表でございます。管理職員特別勤務手当は先にご説明差し上げました規則と相違する点があり、再任用における支給額はこれまで正規職員と同額でございました。この度、人事院規則の一部改正により定年前再任用短時間勤務職員に対する支給額が新たにもうけられましたので、人事院規則及び市長事務務局に倣い新設

しております。また、60歳超の教職員の管理職員特別勤務手当を7割措置とするための経過措置を新たに設けております。それでは、14ページをお開きください。議案第15号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例施行規則の新旧対照表でございます。規則第2条の2中、再任用短時間勤務職員の規定に関しまして、令和5年4月1日施行の地方公務員法等の規定に合わせるための規定の整備でございます。それでは、17ページをお開きください。議案第16号 尼崎市教育委員会辞令式における新旧対照表でございます。訓令第2条及び別記文例中、再任用及び定年退職の規定に関しまして、令和5年4月1日施行の地方公務員法等の規定に合わせるための規定の整備、及び文言の整理でございます。最後に、20ページをお開きください。議案第17号 尼崎市教育委員会職員証規程における新旧対照表でございます。訓令第3条第及び第7条中「再任用」を「定年前再任用」に改めるための規定整備と、その他文言の整理でございます。また、経過措置といたしまして暫定再任用職員に対する職員証の交付及び返還についての読替規定を新たに設けております。最後に施行日でございます。いずれの規則・規定も施行期日は令和5年4月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 議案第14号の管理職員特別勤務手当の支給もフルタイムの職員に比して、定年前再任用短時間勤務職員は7割措置ということでよいか。

職員課職員 人事院規則が改正された際は概ね7割程度と言われておりましたが、実際には再任用になりますと正規の単価の9割となっております。

中平委員 22ページの説明資料で、支給額に関する例に5300円の7割が3100円とあるが、3710円ではないのか。

職員課職員 3700円に訂正させていただきます。7割の金額は3710円ですが、今回から端数処理がされますので、50円未満を切り捨てた額として3700円が正しいです。

正岡委員 先程の質問で9割になった根拠は何か。

職員課職員 兵庫県教育委員会にも確認してみましたが、人事委員会の方がだいたい9割くらいにしているということで、明確な根拠は特にありません。市長部局も9割としておりますので、教育委員会もそれに倣った形とさせていただきます。

正岡委員 今年だけの暫定ということではないか。

職員課職員 そういうわけではございません。

中平委員 定年前再任用というのは定年引き上げに関する措置による暫定的な自称なのか。

職員課長 60歳から定年の65歳に達するまでの間の方で、短時間の再任用勤務を希望される方を任用することを定年前再任用短時間勤務制度と言っております。また、おっしゃっていただいているのは暫定再任用のことだと思いますが、段階的な定年引上げ期間における今の再任用と同じ制度を暫定という言い方をしております。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第12号」から「議案第17号」までの議案につきまして、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第12号」から「議案第17号」までの議案は原案のとおり可決いたしました。それでは、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

(「議案第18号」の内容については、職員課が別途作成)

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会3月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月臨時会の議事の全部を終了したので、午後4時30分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。